

令和5年3月24日（金）

## 令和5年第3回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

本日は1名の欠席の旨の報告があります。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償  
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は17件でございます。  
受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から17番は、別紙参考資料1ページから17ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は砂川保育所から砂川集落向け500mに位置し、譲受人はマンゴー作農家で機械等も所有して野菜作栽培を行うということです。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は新城のおっばい山の南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は中休みから宮古製糖工場向け1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番・5番・6番・7番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校の北側の増原十字路の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は西原公民館から真謝集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は福山公民館から東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は旧伊良部高校から白鳥方向に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 3 区推進委員にお願いいたします。

**根間推進委員：**

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は成川集落の北側の大浦湾沿いに位置し、譲受人は 2 0 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員にお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校手前 2 0 0 m の宮積フルーツランドの隣に位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は保良川から東平安名崎向け 9 0 0 m に位置し、譲受人は 2 0 年以上の家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 2 番・1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は JA おきなわ宮古地区本部の裏側袖山墓地公園の北側の池間組資材置き場の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は保良公民館の北側 5 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員にお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号 1 4 番の説明をいたします。場所は JA おきなわ宮古地区本部から宮古空港向け 2 0 0 m に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 5 番・1 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 1 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 1 5 番の説明をいたします。場所は千代田ハイツから南側 5 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号 1 6 番の説明をいたします。場所は中休みから友利集落向けの城辺・下地線の交差点から野原集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 1 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 2 区推進委員にお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号 1 7 番の説明をいたします。場所は下地中学校から嘉手苧集落向け 4 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・野菜作栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 1 7 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号18番から20番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から20番は、別紙参考資料18ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号18番の説明をいたします。場所は友利集落のインギヤー公園の北側100mに位置し、譲受人は農業経営の開始とのことで、機械等はリース対応してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号19番の説明をいたします。場所は保良集落から吉野集落入口の右側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員をお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号20番の説明をいたします。場所は伊良部牧山ファームポンドから南側500mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

---

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号21番から23番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号21番から23番は、別紙参考資料21ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は城辺線のひかり自動車商会の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して果樹等の栽培です。

議長： 次に受付番号 22 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号 22 番の説明をいたします。場所は城辺七又の風力太陽光発電設備の北側に位置し、譲受人は畜産経営で機械等も所有して牧草作栽培です。

議長： 次に受付番号 23 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 23 番の説明をいたします。場所は西東公民館の南側 300 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし。

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号 21 番から 23 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

~~~~~

議長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 6 件でございます。受付番号 24 番から 29 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号24番から29番は、別紙参考資料24ページから29ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし。

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号24番から29番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。



議長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件です。受付番号1番を説明いたします。

（内容省略）

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。



委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は東山ファームポンドから西側200mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での貸貸借です。

受け杖番号2番の説明をいたします。場所は更竹病院から東側1.4kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での貸貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は下地中学校から南側1kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での貸貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は砂山ビーチから南東600mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での貸貸借です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は市営第2来間団地から西側400mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は城東中学校から西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は上野リサイクルセンターから北側100mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

**議 長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**野路推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は新城集落から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してさつまいも栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

**川満委員：**

受付番号8番についてですが、譲渡人の5条申請に関して違反転用ではないのかの件について、顛末書の確認してから申請処理してはどうですか。

**川満事務局：**

8番の申請に関しては、5条申請の処理後に再申請させますので今回は保留として行きます。

**議 長：** ほかに質疑等はありませんでしょうか。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を受付番号8番を除いて原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は川満最終処分場の東側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場から北側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古島リハビリ温泉の手前400mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 休憩します。

休 憩

~~~~~  
再 開

議長： 再開します。

議長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年3月2日（木）に、調査員として12番：久保弘美委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で現地調査し、日程として午前9時30分から午後4時50分まで現地調査、午後4時50分から午後5時まで事務局にて調査内容調整会議、

3月9日の内部審査会での4条申請6件、5条申請12件、合計18件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は嘉手苺コミュニティーセンターから北側200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野新里青原集落の青原市営住宅の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は東急リゾートホテルの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

この申請者に関しては、以前に下地来間島での申請で許可したにも関わらず、事業実施していなくて、会社が倒産したとのことと事業を実施していないため、今回の申請に関しては再度検討する必要があるため今回は保留にしたらどうですか。

前泊事務局：

この申請については、内部審査会でも例外規定なしとのことと不許可相当として申請者には取り下げ依頼を行ってありますが、申請者は取り下げないとのことと申請していますので、委員の皆さんの意見等を参照したいと思ひ提出してあります。

委員の意見等を参照しまして、今回は再度検討することで保留とします。

議長： 受付番号3番に関しては、委員の皆さんの意見等、事務局からの説明内容に基づきまして、今回は検討するため保留とします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は城辺中央クリニックの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は下地入江橋から棚根集落向けの西側800mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は鏡原ファミリーマートの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の規模の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、16件でございます。受付番号1番から16番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から16番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。



川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は沖縄電力の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野博愛漁港の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 1 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所はビックワン宮古島店の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、住宅・商業用施設等が連たんする区域内的の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は添道公民館から北側 2 5 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は添道公民館から北側290mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は下地庁舎の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、上下水道が埋設されている幅員4m以上の道路沿いで概ね500m以内に2以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所はつたやの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第2種中高層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所はあけぼの保育所の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅・商業用施設等が連たんする区域内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は栄寿園の東側 4 7 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は長北公民館の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は長北公民館の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は長北公民館の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地（4 割街区）街区に占める割合が 4 割を超える区域内的の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は川満構造改善センターから東側 1 4 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番と15番は関連しますので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上地事務局：

受付番号14番と15番の説明をいたします。場所は伊良部・海の駅から東側長山港向け450mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、保安林・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番と15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上地事務局：

受付番号16番の説明をいたします。場所は伊良部製糖工場から東側長山港向け1kmに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。



委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号17番の説明をいたします。この件は先月保留となった案件ですので説明します。場所は添道公民館の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。3月6日に平良地区農地パトロールを行い、場所は池間漁港の西側約400mに位置し、周囲は山林に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は県道78号線、平良・城辺線の沖縄県家畜保健衛生所の北西200mに位置し、周囲は県道、宅地、畑地に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はJAあたらす市場の南側約150mに位置し、周囲は県道243号線、雑種地、宅地、農地に囲まれている。当地は本土復帰より農地としての利用がなく、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所はタウンプラザかねひで宮古店の東側に位置し、周囲は商業地と宅地に囲まれた場所に位置している。当地は長年にわたり農地利用がなく、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所はビックワン宮古店前の道路を隔てた南側に位置し、周囲はガソリンスタンドや大型商業施設及び宅地に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は荷川取成川集落の成川農村公園の西側に位置し、周囲は原野と農地に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は荷川取地域の下崎集落の沖縄電力の東側150mに位置し、周囲は宅地と農地に囲まれている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号8番の説明をいたします。3月3日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は城辺字友利地域の友利葉たばこ共同乾燥施設の南側に位置し、周囲は宅地と雑種地に囲まれている。当地は長年農地として利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。3月10日に下地地区農地パトロールを行い、場所は下地川満集落内のしま食道湧泉家の東側に入った場所に位置し、周囲は宅地となっている。当地は長年農地としての利用がないことと今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。



議長： 次に、日程第9議案第8号、「別段の面積（下限面積）の設定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

別段の面積（下限面積）の設定についてを朗読。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、13番委員

砂川委員：

下限面積の設定取組みについての面積は決定していますでしょうか。

國仲事務局：

国からの通達文書に照らし合わせて、農業委員の皆さんと協議してから設定していければと考えています。

議 長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第8号、「別段の面積（下限面積）の設定について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和5年3月24日

会 長 芳 山 辰 巳  
1 1 番 委 員 川 満 広 紀  
1 2 番 委 員 久 保 弘 美



